

ハラスメント対応基本方針

1. はじめに

当会は、経営理念「私たちは、協同組合運動のリーダーとして、J A経営の健全性を確保するとともに、組合員・地域住民の営農とくらしの向上に努めます。」の実現に向け、会員（J A・連合会）・J A組合員・地域の皆さまからのご意見・ご指摘に真摯に対応し、信頼や期待に応え、より高い満足を提供することを心がけています。

そのためには、全役職員が心身ともに健やかに、いきいきと活躍できる、安全・安心で働きやすい職場環境を確保することが、重要と考えています。

ハラスメントは、役職員の尊厳を傷つけ職場環境の悪化を招くばかりではなく、協同組合としての仲間意識を損ないかねない重要な経営課題となっています。

当会は、日ごろの取引や対応において、J A組合員・地域の皆さまに誠実に対応することを第一に掲げるとともに、役職員の人権を尊重しておりますが、仮にハラスメントとなるJ A組合員・地域の皆さま及び役職員の言動については、誠実な対応を前提としつつ、必要に応じて、毅然とした態度で組織的に対応します。

2. ハラスメントの定義

当会では、役職員・その他の関係者に対し、「精神的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる言動」をハラスメントと定義します。

（1）職場におけるハラスメント

「優越的な関係を背景とし、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、職員・その他の関係者の就業環境が害されるもの」「職員・その他の関係者の意に反する性的な言動により、不利益を受けたり、就業環境が害されるもの」「妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動により、職員・その他の関係者の就業環境が害されるもの」と定義いたします。

（2）J A組合員・地域の皆さまと役職員とのハラスメント

当会では、「J A組合員・地域の皆さまからのお申し出・言動のうち、役職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（社会通念に照らし、当該言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は、手段・態様が相当でないもの）により、役職員の就業環境が害されるもの」と定義いたします。

【対象となる行為の例（これらに限るものではありません）】

- ・ 契約内容や事実関係に照らして相当性を欠く商品交換の要求又は、金銭補償の要求、過度又は相当性を欠く謝罪の要求
- ・ 当会が斡旋する商品・提供するサービスの内容とは関係のない要求
- ・ 身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ・ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、SNS 等のインターネット上への役職員のプライバシーに係る情報の投稿、盗撮、土下座の強要等）
- ・ 威圧的な言動
- ・ 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- ・ 拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
- ・ 差別的な言動
- ・ 性的な言動・セクシュアルハラスメント
- ・ 役職員個人への攻撃・要求、プライバシーの侵害

3. ハラスメントへの対応

当会は、以下の体制を構築しています。なお、具体的な対応については、別途、要領・マニュアル等で定めています。

- ・ ハラスメントへの対応方法、対応手順の策定
- ・ 職員・その他の関係者のための相談窓口、メンタルケア体制の整備等
- ・ 当会が総合的に判断した結果、ハラスメントに該当すると認めた場合には、役職員・その他の関係者一人ひとりを守るため、組織で毅然とした対応を行います。
なお、ハラスメントが継続する場合や、特に悪質と判断される場合等は、警察・弁護士等の関係機関と連携し、厳正に対応いたします。
- ・ すべての人がハラスメントを受ける可能性があるとともに、ハラスメントを行う可能性があることから、役職員への教育・研修の実施を継続して実施します。

4. 「JA組合員・地域の皆さまと役職員とのハラスメント」に関するお願い

当会は、今後も引き続き、農業と地域に根差した組織として、JA組合員・地域の皆さまと良好な関係を築いていけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上
令和8年10月

求職活動・インターンシップ等における面談・連絡方法に関する ルールについて

(ハラスメント防止のためのご案内)

J A鹿児島県連（以下「当県連」といい、鹿児島県農業協同組合中央会、鹿児島県信用農業協同組合連合会、鹿児島県経済農業協同組合連合会、鹿児島県厚生農業協同組合連合会の4連合会を指します。）では、求職者の皆さまが安心して求職活動・インターンシップ・実習等に参加できる環境を確保するため、求職者等に対するハラスメント防止の観点から、以下のとおり、面談方法・連絡手段等に関するルールをあらかじめ定め、公開しております。本ご案内は、改正男女雇用機会均等法および厚生労働省指針に基づくものです。

1. 面談（採用面接・説明会・面談等）について

(1) 面談時間

- ・面談は、原則として平日 8 時 30 分から 17 時 00 分までの時間帯に実施します。
- ・早朝・夜間・休日（各連合会・営業所・営業店舗での休業日）での面談は原則として行いません。

(2) 面談場所

- ・面談は、当県連の事業所内の会議室・面談室、当県連が運営する店舗、またはオンライン（公式ツール）で実施します。
- ・飲食店・私的な場所・密室となる場所での面談は行いません。

(3) 面談体制（単独面談の禁止等）

- ・面談は、原則として複数名（2 名以上）の職員で対応します。
- ・やむを得ず 1 対 1 となる場合でも、面談内容の記録、必要に応じた第三者の同席・確認などの措置を講じます。
- ・但し、上記についてオンライン面談は除きます。

2. 連絡手段（SNS・電話・メール等）について

(1) 使用する連絡手段

- ・求職活動等に関する連絡は、下記の連絡手段のみを使用します。
 - ・採用担当者メールアドレス
 - ・採用管理システム（就活ナビサイト）
 - ・当県連固定電話番号（099-258-5155）

※採用される連合会・営業所等により別の電話番号の場合もございます。

- ・当県連が指定するオンライン会議ツール（Zoom）

(2) SNS 等の私的連絡について

- ・職員個人の SNS（LINE、Instagram、X 等）による私的連絡は行いません。
- ・求職者の皆さまから、職員個人 SNS への連絡を行う必要はありません。

3. 禁止される行為について

当県連の職員は、以下の行為を行いません。

- ・性的な発言・質問・冗談・からかい
- ・私生活（交際関係、性的思考、思想信条等）に過度に立ち入る質問
- ・個人的な食事・交際・連絡
- ・不必要な身体的接触
- ・面談や連絡において不快感や不安を与える一切の言動

4. 相談・申出窓口について

万一、不適切な言動を受けた場合、不安や疑問を感じた場合には、速やかに以下の窓口へご相談ください。

【求職者相談窓口】 ※平日 8:30～17:00

- ・ 共通部署

（部署名 : 総務部人事課 電話 : 099-258-5155）

- ・ 鹿児島県農業協同組合中央会

（部署名 : 総合企画部 電話 : 099-258-5116）

- ・ 鹿児島県信用農業協同組合連合会

（部署名 : リスク審査室 電話 : 099-258-5275）

- ・ 鹿児島県経済農業協同組合連合会

（部署名 : コンプライアンス推進室 電話 : 099-258-5353）

- ・ 鹿児島県厚生農業協同組合連合会

（部署名 : 経営管理部 電話 : 099-256-1820）

※ご相談内容の秘密は厳守します。

※ご相談や事実確認への協力を理由に、選考等で不利益な取り扱いを行いません。

5. 最後に

当県連は、すべての求職者の人格と尊厳を尊重し、公正で安心できる採用活動を行います。本ルールへのご理解とご協力をお願いいたします。